

件名	知事及び副知事の給料の減額に関する条例														
主管課	人事課														
根拠法令等															
<p>【制定の概要】</p> <p>組織的に不適正な経理が行われたことが明らかになり、県民の県政に対する信頼を損ねたことに関し、知事及び副知事としての責任を明らかにするため、知事及び副知事の給料について、減額措置を実施する。</p> <p>1 給料月額減額 知事等及び職員の給与の特例に関する条例第2条の規定による額からその10分の1に相当する額を減じて得た額</p> <p>2 減額期間 (1) 知事 平成21年12月及び平成22年1月 (2) 副知事 平成21年12月</p>															
施行日	公布日														
<p>【その他参考事項】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額 (カット前)</th> <th>給料月額 (カット後) ※1 下段の()は、給料月額 (カット前) との差額</th> <th>支給額 ※2 下段の()は、給料月額 (カット後) との差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>1,320,000 円</td> <td>990,000 円 (△330,000 円)</td> <td>891,000 円 (△99,000 円)</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>1,010,000 円</td> <td>828,200 円 (△181,800 円)</td> <td>745,380 円 (△82,820 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 給料月額 (カット前) にカット率を乗じた額を減じた額。 (カット率 知事 25% 副知事 18%)</p> <p>※2 給料月額 (カット後) からさらに10分の1を減じた額。</p>				区分	給料月額 (カット前)	給料月額 (カット後) ※1 下段の()は、給料月額 (カット前) との差額	支給額 ※2 下段の()は、給料月額 (カット後) との差額	知事	1,320,000 円	990,000 円 (△330,000 円)	891,000 円 (△99,000 円)	副知事	1,010,000 円	828,200 円 (△181,800 円)	745,380 円 (△82,820 円)
区分	給料月額 (カット前)	給料月額 (カット後) ※1 下段の()は、給料月額 (カット前) との差額	支給額 ※2 下段の()は、給料月額 (カット後) との差額												
知事	1,320,000 円	990,000 円 (△330,000 円)	891,000 円 (△99,000 円)												
副知事	1,010,000 円	828,200 円 (△181,800 円)	745,380 円 (△82,820 円)												